

1 水質汚濁に関する環境基準

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	対象区域	備考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/L以下		
六価クロム	0.05 mg/L以下		
砒素	0.01 mg/L以下		
総水銀	0.0005 mg/L以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
チウラム	0.006 mg/L以下		
シマジン	0.003 mg/L以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
ベンゼン	0.01 mg/L以下		
セレン	0.01 mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		
ふっ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた	
ほう素	1 mg/L以下	全公共用水域	

II 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及び	6.5以上	1 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	50 MPN
	A以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	/100mL以下
A	水道2級水産1級水浴及び	6.5以上	2 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	1,000 MPN
	B以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	/100mL以下
B	水道3級水産2級及び	6.5以上	3 mg/L	25 mg/L	5 mg/L	5,000 MPN
	C以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及び	6.5以上	5 mg/L	50 mg/L	5 mg/L	—
	D以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級農業用水及び	6.0以上	8 mg/L	100 mg/L	2 mg/L	—
	Eの欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級	6.0以上	10 mg/L	ごみ等の浮遊が	2 mg/L	—
	環境保全	8.5以下	以下	認められないこと	以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級水産1級自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1 mg/L	1 mg/L	7.5 mg/L	50 MPN
		8.5 以下	以下	以下	以上	/100mL以下
A	水道2、3級水産2級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/L	5 mg/L	7.5 mg/L	1,000 MPN
		8.5 以下	以下	以下	以上	/100mL以下
B	水産3級工業用水1級農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/L	15 mg/L	5 mg/L	—
		8.5 以下	以下	以下	以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上	8 mg/L	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L	—
		8.5 以下	以下		以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L	0.005 mg/L
		以下	以下
II	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く。） 水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L	0.01 mg/L
		以下	以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L	0.03 mg/L
		以下	以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L	0.05 mg/L
		以下	以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L	0.1 mg/L
		以下	以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 種類	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 種類	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、年間平均値とする。

2 要監視項目及び指針値

I 人の健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	— mg/L 以下
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	— mg/L 以下
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (暫定) ※

※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。

II 生活環境の保全に関する要監視項目（水生生物保全に関する要監視項目）

項目 種類	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.7 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
生物B	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	4 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特B	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	3 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

備考 類型は水生生物保全環境基準に同じ